

経済要録

国内

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月10日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、4月12日に公表したほか、3月8日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを4月13日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

（別添）

平成12年4月10日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆金融監督庁、「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」の報告書を公表

金融監督庁は、4月18日、金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会（金融監督庁内に昨年9月設置）の報告書「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」を公表した。その概要は以下のとおり。

「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」の公表について

1. 金融監督庁内に設置された「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」（電子金融研究会）においては、昨年9月以降、金融サービス分野における電子取引等の適正な運営と円滑な発展を図る観点から、監督行政上の政策課題について調査・研究を進めてきた。今般、計10回にわたる会合での検討結果を「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」と題する報告書としてとりまとめ公表することとした。

2. 近年、金融サービスの電子取引、とりわけインターネットを利用したリテール取引が急速に進展しているが、当研究会においては、これらの取引の有するペーパーレス化、非対面性及び時間的・距離的制約の解消等の特性に着目し、これらの長所を十分に活かし、且つ利用者保護を図るという観点から検討を行った。

検討に際しては、電子金融取引を利用者にとって「安心で便利な」ものとする事、監督行政の対応が、取引の発達を阻害したり、その普及を過度に抑制するものとならないようにすること、及び常に実情に即した監督行政となるよう不断に見直す柔軟性をもつこと等を重視するとともに、国際的側面について配慮している。

3. 具体的には、以下の8つのテーマを監督行政上の優先課題として選び、検討を加えた。

- (1) 顧客への書面交付の電子化
- (2) 電子的手段によるディスクロージャー
- (3) 販売・勧誘時の説明・情報提供
- (4) トラブル対応等
- (5) 越境取引への対応
- (6) 第三者の関与
- (7) 新たな金融情報サービスと金融サービス業
- (8) 店舗・営業所の役割と電子化

4. なお、今後の電子金融取引に対する監督行政の参考とするため、本報告書に対する意見を募集している。関係各方面から幅広い意見が寄せられることを期待する。

◆日本銀行、「金融機関における情報セキュリティの重要性と対応策」を公表

日本銀行は、4月18日、「金融機関における情報セキュリティの重要性と対応策」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）及び『日本銀行調査月報』2000年5月号参照）。

◆東京三菱銀行・三菱信託銀行・日本信託銀行及び東京信託銀行、経営統合について合意

東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行及び東京信託銀行は、4月19日、持株会社の設立と信託銀行三行の合併を通じた経営統合を行うことについて基本合意し対外公表を行った。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また3月24日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを5月2日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添)

平成12年4月27日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した(賛成多数)。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆日本銀行、「国債売買における売買対象先選定基本要領」等を改正

日本銀行は、4月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点等から、下記のとおり基本要領の改正を決定し、同日对外公表を行った。今回の措置は、平成11年3月に国債利子課税制度が一部改正されたことに伴い、今後、市中における国債の保有および決済の形態が登録国債から振込国債に大きく変わり、振込国債に集中する見通しにあること等を踏まえたもの。

記

1. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」

(平成11年3月25日決定) 中一部改正……別紙1

2. 「金銭を担保とする国債の借入における借入対象先選定基本要領」(平成11年6月14日決定) 中一部改正……別紙2

別紙1

「国債売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。
- (2) 売買対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。
- イ、本行本店の当座預金取引先であること
- ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること
- ハ、国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。)であること
- ニ、ハ、信用力が十分であること

(附則)

- (1) この一部改正は、平成12年4月27日から実施する。
- (2) この一部改正前に、本基本要領に基づき選定された売買対象先については、なお改正前の本基本要領を適用する。

別紙2

「金銭を担保とする国債の借入における借入対象先選定基本要領」中一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 借入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること

ニ、ハ、信用力が十分であること

(附則)

(1) この一部改正は、平成12年4月27日から実施する。

(2) この一部改正前に、本基本要領に基づき選定された借入対象先については、なお改正前の本基本要領を適用する。

◆日本銀行、「手形買入および手形売出の見直しに関する基本方針」等を決定

日本銀行は、4月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、手形買入オペおよび手形売出オペの見直しに関し、下記1.の基本方針を決定するとともに、下記2.から5.までの基本要領を制定し、同日対外公表を行った。

記

1. 「手形買入および手形売出の見直しに関する基本方針」……別紙1
2. 「手形買入基本要領」……別紙2
3. 「手形売出基本要領」……別紙3
4. 「手形買入における買入対象先選定基本要領」

……別紙4

5. 「手形売出における売出対象先選定基本要領」

……別紙5

別紙1

「手形買入および手形売出の見直しに関する基本方針」

日本銀行当座預金決済の即時グロス決済化（以下「RTGS化」という。）に伴う資金決済方法の変更を踏まえ、RTGS化後における金融調節の円滑な実施等の観点から、手形買入および手形売出に関し、下記の基本方針に基づき見直しを行う。

記

1. 手形買入の見直し

(1) 買入方式の変更（直接方式の導入）

RTGS化後の手形買入は、短資業者のみを直接の相手方として行う方式（以下「短資経由方式」という。）によらず、社債等を担保とする手形買入（以下「社債等担保手形買入」という。）と同様、金融機関、証券会社、証券金融会社および短資業者（以下「金融機関等」という。）の中から本行が予め定めて公表した基準および手続に基づき選定した先を直接の相手方として行う方式（以下「直接方式」という。）により実施すること。

(2) 社債等担保手形買入の統合

社債等担保手形買入は、RTGS化後においては、手形買入に統合すること。

(3) 担保の根担保化

R T G S 化後の手形買入における担保は、R T G S 化に伴い導入することとしている日中当座貸越の担保および代理店制度における保証品と共通して利用できる根担保とすること。

(4) 本店買入および全店買入の導入

イ、R T G S 化後の手形買入については、民間企業債務を活用しつつ幅広く資金供給を行い得る体制を整備する等の観点から、①本行本店の当座預金取引先である金融機関等を相手方として行う買入（以下「手形買入（本店買入）」という。）のほか、②本行本支店の当座預金取引先である金融機関等を相手方として行う買入（以下「手形買入（全店買入）」という。）を導入すること。

ロ、手形買入（本店買入）については、R T G S 化後直ちに実施することとし、手形買入（全店買入）については、R T G S 化後、所要の準備が整い次第実施すること。

(5) 経過措置

イ、R T G S 化に向けて買入対象先の事務体制を整備し金融調節の円滑な実施に資する等の観点から、買入対象先を本行本店の当座預金取引先である金融機関等から選定する直接方式の手形買入を、R T G S 化に先駆けて導入することとし、所要の準備が整い次第実施すること。なお、R T G S 化までの間は、現行の短資経由方式も併用し得る扱いとすること。

ロ、(2) における統合までの間、社債等担保手形買入における新たな買入対象先の選定

を行わないこと。

ハ、R T G S 化後、手形買入（本店買入）の買入対象先は、当該手形買入の初回の買入対象先選定までの間、社債等担保手形買入およびイ、により導入する手形買入の買入対象先とすること。

2. 手形売出の見直し

(1) 売出方式の変更（直接方式の導入）

R T G S 化後の手形売出は、短資経由方式によらず、売出対象先を本行本店の当座預金取引先である金融機関等の中から本行が予め定めて公表した基準および手続に基づき選定し、直接方式により実施すること。

(2) 導入時期および経過措置

R T G S 化に向けて売出対象先の事務体制を整備し金融調節の円滑な実施に資する等の観点から、(1) に掲げる直接方式の手形売出を、R T G S 化に先駆けて導入することとし、所要の準備が整い次第実施すること。なお、R T G S 化までの間は、現行の短資経由方式も併用し得る扱いとすること。

別紙 2

「手形買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、別に定めるものを除き、手形および債券を担保として金融機関等が振出す手形の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

買入先が自己を受取人および支払人として振出し引受を完了した為替手形であって、満期日が買入日の翌日から起算して3か月以内に到来するものとする。

5. 買入方式

手形の買入は割引の方法により行うこととし、割引率はこれを入札に付してコンベンショナル方式により決定する。

6. 買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入先その他買入を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入のつど決定するものとする。

7. 担保の種類

- (1) 支払人（当座預金取引の相手方以外の者とする。）の信用力等に照らし本行が適格と認めた手形（外貨表示の手形を含む。）であっ

て、満期日が買入日の翌日から起算して1年以内に到来するもの。

- (2) 国債、政府短期証券、政府保証付債券または利付金融債であって、本行が適格と認めたもの。

8. 担保価額

- (1) 担保手形の担保価額は、手形金額とする。
この場合において、外貨表示の手形の手形金額は、外貨表示の手形金額を邦貨換算して得た額に、0.75を超えない範囲で定める値を乗じて得た金額とする。

- (2) 担保債券の担保価額は、次により算定する。

イ、利付国債（償還年限10年以内）

額面額の100/120以内

ロ、利付国債（償還年限10年超30年以内）

額面額の100/130以内

ハ、割引国債

額面額の100/140以内

ニ、割引短期国債および政府短期証券

額面額の100/110以内

ホ、政府保証付債券

額面額の100/130以内

ヘ、利付金融債

額面額の100/130以内

（附則）

この基本要領は、平成12年4月27日から実施する。

別紙3

「手形売出基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、別に定めるものを除き、本

行が振出す手形の売出を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売出店

本店（業務局）とする。

3. 売出対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 売出対象

本行が自己を受取人および支払人として振出し引受を完了した為替手形であって、満期日が売出日の翌日から起算して3か月以内に到来するものとする。

5. 売出方式

手形の売出は割引の方法により行うこととし、割引率はこれを入札に付してコンベンショナル方式により決定する。

6. 売出日および売出金額等

売出日、売出金額、売出先その他売出を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して売出のつど決定するものとする。

（附則）

この基本要領は、平成12年4月27日から実施する。

別紙4

「手形買入における買入対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「手形買入基本要領」（平成12年4月27日付政委第62号別紙2.。以下「買入基本要領」という。）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

- (1) 買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。
 - (2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者（以下「応募先」という。）の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。
 - イ、本行本店の当座預金取引先であること
 - ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること
 - ハ、信用力が十分であること
- ニ、買入基本要領7. に定める手形または債券のうち、本行が予め買入手形（買入基本要領に基づき買入れる手形をいう。以下同じ。）の担保としての差入に備えた寄託の対象と認めるものを、選定に当って本行に申出た金額（積極的な応札を確保するため本

行が必要と認める金額以上の金額とする。)以上、常時買入手形の担保として差入れ、または買入手形の担保としての差入に備え寄託することができること

- (3) (2) に掲げる要件を満たした応募先の数
が、本行が手形買入（買入基本要領に基づく
手形の買入をいう。以下同じ。）の円滑な実
施のために適当と認める買入対象先の数を上
回る場合には、(2)ニ、に基づき選定に当っ
て本行に申出た金額を勘案して買入対象先を
選定する。

3. 買入対象先の選定頻度

買入対象先は、原則として年1回の頻度で
見直すこととする。

4. 買入対象先の遵守事項等

- (1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる
買入対象先としての遵守事項を明示するもの
とする。

イ、手形買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分
析を提供すること

- (2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく
背馳した場合には、買入対象先からの除外等
の措置を講ずることができるものとする。

- (3) (2) に定める場合のほか、2. に定める
基準に鑑み必要と認められる場合には、買入
対象先からの除外等の措置を講ずることがで
きるものとする。

(附則)

- (1) この基本要領は、平成12年4月27日から
実施する。

- (2) この基本要領に基づく第2回目の買入対象
先の選定は、3. にかかわらず、日本銀行当
座預金決済におけるRTGS化後、手形買入
における取引状況等を勘案のうえ、速やかに
行うことができるものとする。

別紙5

「手形売出における売出対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手
続の明確化を図る趣旨から、「手形売出基本要
領」（平成12年4月27日付政委第62号別紙3.。
以下「売出基本要領」という。）に規定する売
出対象先（以下「売出対象先」という。）の選
定を行うために必要な基本的事項を定めるも
のとする。

2. 売出対象先の選定基準等

- (1) 売出対象先の選定に当っては、売出対象先
となることを希望する先を公募するものとす
る。

- (2) 売出対象先については、(1)の公募に応
じた者（以下「応募先」という。）の中から、
次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利
用していること

ハ、信用力が十分であること

- (3) (2) に掲げる要件を満たした応募先の数
が、本行が手形売出（売出基本要領に基づく
手形の売出をいう。以下同じ。）の円滑な実
施のために適当と認める売出対象先の数を上
回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売

出対象先を選定する。

イ、手形売出における落札実績

ロ、手形売出により本行が売出した手形（以下「売出手形」という。）および短期国債（割引短期国債および政府短期証券をいう。）の保有平均残高の合計

3. 売出対象先の選定頻度

売出対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

4. 売出対象先の遵守事項等

(1) 売出対象先の公募に際しては、次に掲げる売出対象先としての遵守事項を明示する。

イ、手形売出に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 売出対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売出対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売出対象先からの除外等の措置を講ずることがで

きるものとする。

(附則)

(1) この基本要領は、平成12年4月27日から実施する。

(2) この基本要領に基づく初回の売出対象先の選定においては、2.(3)イ、およびロ、に定める手形売出は、「売出手形制度の実施に関する件」(昭和46年8月19日付政第56号)に基づき短資業者を対象先として実施した手形売出とする。また、2.(3)イ、の落札実績は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

イ、短資業者

本行から買受けた売出手形の手形金額の合計

ロ、短資業者以外

短資業者から買受けた売出手形の手形金額の合計

(3) この基本要領に基づく第2回目の売出対象先の選定は、3.にかかわらず、日本銀行当座預金決済におけるRTGS化後、手形売出における取引状況等を勘案のうえ、速やかに行うことができるものとする。

◆現行金利一覧 (12年5月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.15	12. 5.10 (2.2)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.20	11.10. 8 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.15	12. 5.10 (2.20)
・住宅金融公庫	2.80	12. 4.20 (2.85)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.20	12. 4. 7 (1.10)
(期間5年~7年)	1.60	12. 4. 7 (1.55)
(期間7年以上)	2.10	12. 4. 7 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (12年5月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>1.680</u>	<4月債> 1.812
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.9
	発行価格(円)	<u>101.02</u>	100.74
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>1.191</u>	<1月債> 1.137
	同税引後(%)	<u>0.970</u>	0.927
	発行価格(円)	<u>94.25</u>	94.50
政府短期証券	応募者利回り(%)	(12年5月15日発行分)~ <u>0.037</u>	(12年5月8日発行分)~ <u>0.047</u>
	発行価格(円)	<u>99.990</u>	99.988
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>1.829</u>	<4月債> 1.889
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.8
	発行価格(円)	<u>99.75</u>	99.25
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>1.847</u>	<4月債> 1.900
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.9
	発行価格(円)	<u>99.60</u>	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>1.250</u>	<4月債> 1.300
	表面利率(%)	<u>1.25</u>	1.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<5月後半債> 0.250	<5月前半債> 0.250
	同税引後(%)	0.210	0.210
	割引率(%)	0.24	0.24
	発行価格(円)	99.76	<u>99.76</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、「国際会計基準委員会が設定した会計基準」のレビューに関し、報告書を公表

バーゼル銀行監督委員会は、4月7日、「国際会計基準委員会が設定した会計基準」のレビューに関し、報告書（原題：Report to G7 Finance Ministers and Central Bank Governors on International Accounting Standards）を公表した（プレス・リリースの仮訳については、『日本銀行調査月報』2000年5月号参照）。

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き上げ

フィリピン中央銀行は、5月2日、主要翌日物金利を引き上げた（借入金利8.75%→9.00%、貸出金利11.00%→11.25%）。